## 吸収分割に関する事項(事後開示事項)について

(吸収分割会社) 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 日本製鉄株式会社 代表取締役社長 橋本 英二

(吸収分割承継会社) 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 日鉄リサイクル株式会社 代表取締役社長 松永 雅雄

日本製鉄株式会社(以下「日本製鉄」といいます。)及び日鉄リサイクル株式会社(以下「日鉄リサイクル」といいます。)は、2023年10月20日付で吸収分割契約(以下「本分割契約」といいます。)を締結し、2023年12月1日を効力発生日として、日本製鉄を吸収分割会社、日鉄リサイクルを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本分割」といいます。)を行い、日本製鉄の廃プラスチック再商品化事業に関する権利義務を日鉄リサイクルに承継させました。

本分割に関する事後開示事項(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条)は、以下のとおりです。

- 1. 本分割が効力を生じた日 2023年12月1日
- 2. 日本製鉄(吸収分割会社)における手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2(吸収合併等をやめることの請求)の規定による請求に係る手続について

本分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、日本製鉄の株主は、会社法第784条の2に定める吸収分割をやめることの請求をすることができません。

(2) 会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続について 本分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、日本製鉄は、 会社法第785条第3項の規定による手続を行っておりません。

- (3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続について 日本製鉄において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、会 社法第787条第3項の規定による手続は行っておりません。
- (4) 会社法第789条(債権者の異議)の規定による手続について 日本製鉄は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年10月23日付 の官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いましたが、異議申述 期間内に本分割について異議を述べた債権者はいませんでした。
- 3. 日鉄リサイクル(吸収分割承継会社)における手続の経過
  - (1) 会社法第796条の2(吸収合併等をやめることの請求)の規定による請求に係る手続について

本分割は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、日鉄リサイクルの株主は、会社法第796条の2に定める吸収分割をやめることの請求をすることができません。

- (2) 会社法第797条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続について 日鉄リサイクルは、日本製鉄の完全子会社であるため、会社法第797条第3項の規定に よる手続は行っておりません。
- (3) 会社法第799条(債権者の異議)の規定による手続について 日鉄リサイクルは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年10月23 日付の官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いましたが、異議 申述期間内に本分割について異議を述べた債権者はいませんでした。
- 4. 本分割により日鉄リサイクル(吸収分割承継会社)が日本製鉄(吸収分割会社)から承継した重要な権利義務に関する事項

日鉄リサイクルが日本製鉄から承継した同社の廃プラスチック再商品化事業に関する資産及び負債の概算額は以下のとおりです。

承継資産の額:288 百万円

承継負債の額:なし

5. 本分割の登記をした日

本分割に関する変更登記申請は、いずれも2023年12月8日に行う予定です。

6. その他本分割に関する重要な事項 該当事項はありません。

以上